

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援等）

取引先の経営改善、事業承継、販路拡大支援等の取組を、各種支援機関や事業者とのネットワークを活かして本部と営業店が連携し取引先に対する支援を積極的に行います。

○販路拡大

取引先の商品、サービスのPR、販路拡大、売上向上、ひいては地域振興を図るため、「シモキタ三ツ星バザール」を開催するとともに、ネットワークを活かした各種販路拡大支援を実施します。

○事業承継支援

事業承継やM&Aについて、専門家と連携して、取引先の課題解決に向けた支援を適時適切に行えるよう、体制を構築します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

当金庫は「相互扶助・共存共栄」の精神のもと、地域社会の繁栄に貢献することを経営理念に掲げ、その実現のために地域や専門家と連携して、取引先の課題解決支援に取り組んでおります。お客様のお役に立ち、新たなパートナーシップを構築するため、全役職員が責任感をもってそれぞれの役割を果たして参ります。

令和7年12月2日

令和8年1月26日更新

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

昭和信用金庫 理事長 寄元 正則